

廿日市市自転車駐車場管理運営業務
に関するサウンディング型市場調査
実施要領

廿日市市

1 調査の名称

廿日市市自転車駐車場管理運営業務に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的等

廿日市市では、廿日市市自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の利便性の向上及び維持管理業務の合理化を図るため、平成１８年度より指定管理者制度による管理運営を実施しています。

しかしながら、駐車場の管理運営に係る費用のうち、約８５％を人件費が占めるという収支構造の問題や、利用者の多様化するニーズへの対応のため、収益性や費用対効果の高い運営スキームを検討していきたいと考えています。

令和８年度に指定管理期間が満了することから、民間視点における駐車場の管理運営方法についてのアイデアを広く募集する公募型サウンディング調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

3 調査対象施設の概要

(1) 対象施設

施設名	廿日市市自転車駐車場（有料駐車場：３か所、無料駐車場：１１か所） ※有料駐車場についての調査を優先して行いますが、無料駐車場の有効な管理運営手法についてもアイデアを広く募集します。
所在地	廿日市市駅前１番７号 外１３か所 ※資料１参照
位置図	※資料１参照
駐車場写真	※資料１参照
敷地・延べ面積	※資料１参照

(2) 設備の状況

ア 監視カメラ

各階に設置あり。

(3) 施設の管理運営方法等に係る市の考え方

ア 現状

当該駐車場は道路交通の円滑化を図るとともに、自転車利用者等の利便の増進に資するために設置したものであり、指定管理者制度を導入し、利用料金制により、管理運営を行っています。

また、有料駐車場の利用時間内においては、１名以上の職員が常駐することとしています。

イ 課題について

キャッシュレス決済への対応、インターネットを活用した定期利用申請の受付や空き情報の提供による利便性向上、駐車場設備の更新による運営効率化（無人化等）について課題があると考えています。

ウ 今後の方向性について

有料駐輪場については、利用者満足度及び費用対効果の向上を図るため、民間事業者の知見・ノウハウの活用した、より良い管理運営方法を取り入れたいと考えています。

また、無料駐車場についても、有料化の可能性などを調査し、持続可能な管理運営が行えるよう、検討を行っていきます。

エ 予定している事業手法

指定管理者制度を予定しておりますが、効果的な手法があれば検討を行います。

4 スケジュール

実施要領の公表	令和7年8月29日（金）
サウンディング参加申込み期限	令和7年9月12日（金）15時まで
対象施設の見学	令和7年8月29日（金）～9月18日（木）
サウンディング（予定）	令和7年9月19日（金）～26日（金）
実施結果の公表	令和7年10月上旬予定

5 サウンディングの内容

(1) 参加対象者

法人又は法人のグループとします。ただし、法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合を除きます。

ア 国税、都道府県税、市町村税等を滞納している者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続中の者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者

オ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他市長が適当でないと判断する者

(2) サウンディングの確認項目

主なサウンディング内容	1 有料駐車場の管理運営方法に関すること (1) 想定事業の実現性について (2) 想定する料金体系について (3) インターネット等の活用について (4) キャッシュレス決済等の導入について (5) 駐車場内設備（駐輪ラック、精算機等）について
-------------	---

	(6) 駐車場内外の防犯対策について (7) 保守管理・修繕対応の可否について (8) 放置自転車への対応について 2 無料駐車場の管理運営方法に関すること (1) 無料駐車場の有料化の可能性について (2) 有料駐車場との一体的な管理運営を行うことができるか 3 利用者数増加・価値向上の取組について (1) 利用者数増加の取組について (2) 駐車場の利便性・安全性・魅力向上につながるアイデアについて 4 事業手法について (1) 指定管理者制度等の事業手法について (2) 指定管理（契約）期間は何年が妥当か 5 管理運営にあたっての課題や市への要望事項等 (1) 管理運営にあたっての課題 (2) 管理運営にあたっての要望事項等
--	--

(3) 配布資料

委託業務件名・受注者・契約額、仕様書、有料駐車場の利用状況、長寿命化計画

6 サウンディング実施の流れ

(1) 申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙 1 の参加申込書に必要事項を記入の上、メールにて申し込みください。件名には、提出者名を含めて記載してください。

申込期限は、令和 7 年 9 月 12 日（金）15 時までとします。

(2) 対象施設の見学について（事前連絡必須）

見学場所：廿日市市自転車駐車場（14 か所）

見学期間：令和 7 年 8 月 29 日（金）～9 月 18 日（木）

平日 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

見学人数：1 事業者につき 2 人まで

留意事項

・対象施設の見学を希望する場合は、必ず事前に維持管理課施設管理係（電話：0829-30-9173）に連絡し、見学希望日時を調整してください。

・写真撮影は自社資料にとどめることを条件に可能とします。

・各施設の管理事務室に声をかけてから見学してください。

- ・一般利用者の利用に支障が出ないよう、注意してください。
- ・見学範囲は一般利用者が通常立ち入ることができる範囲までとします。
- ・管理事務室内の見学はできません。

※希望者数が多い場合や、他者の見学希望日時と重複した場合等、見学の受入れができないことがあります。あらかじめご了承ください。

(3) 実施について

ア 実施期間

令和7年9月19日（金）～26日（金）

午前：9時00分から12時00分まで

午後：1時00分から5時00分まで

※ご希望の時間帯についてはエントリーシートで選択してください。

※実施日時については事前にご連絡させていただきます。

イ 所要時間

1事業者につき計60分程度（質疑応答含む）

ウ 実施場所

廿日市市役所（オンライン形式での実施も可能です。）

※具体的な実施場所については、実施時間の連絡の際に併せてご連絡します。

エ アンケート調査票の事前提出

別紙2 アンケート調査票をサウンディング実施日の前日12時までに提出してください。

オ その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。

また、参加事業者の出席者は、5名以内としてください。

サウンディング当日に資料をお持ちいただく場合は、サウンディング実施場所において10部の提出をお願いします。

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。参加事業者の名称は公表しません。

また、公表に当たっては、参加事業者に内容の確認を行います。

7 その他

(1) 参加事業者の取扱い

今回のサウンディングに不参加の場合であっても、今後の事業者公募等に参加できます。

(2) 費用負担

サウンディングの参加に関する書類作成、提出等に係る全ての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

なお、サウンディングにおける内容は、双方の発言とも、あくまで調査時点での想定のものとし、今後の事業の方針を決定するものではないことをご理解ください。

(4) 追加調査等へのご協力をお願い

必要に応じて、追加調査や文書照会、アンケート等を行うことがありますので、可能な限りご協力をお願いします。

8 問い合わせ先

サウンディングの申込に関し、質問等がある場合は、次までお問い合わせください。

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市 経営企画部 行政経営改革推進室（担当：中根）

電話番号：0829-30-9127

Eメール：gyokaku@city.hatsukaichi.lg.jp